

## じんぞう病治療研究会著作物の転載等許諾に関する規程

### (趣旨)

- 第1条 じんぞう病治療研究会(以下「本研究会」という。)ホームページの著作物「血液透析患者における血圧・ドライウェイトの管理指針(簡易版)、保存期慢性腎臓病患者と腹膜透析患者における腎性貧血管理指針(21分割表)炎症を認めない場合、血液透析患者における腎性貧血管理指針(21分割表)炎症を認めない場合、透析患者におけるCKD-MBD管理指針(48分割表)、末期腎不全患者におけるカルニチン管理指針(簡易版)、末期腎不全患者における亜鉛管理指針(簡易版)、慢性腎臓病(CKD)診療フローチャート、糖尿病・高血圧・慢性腎臓病診療情報提供書、糖尿病・高血圧・慢性じんぞう病連携パス、血圧・脈拍・血糖・体重自己記録ノート、シンボルとマーク、慢性腎臓病合併症のクロストーク図、生命予後を改善する透析療法の標準化指針」の著作者は岡田一義である。
- 第2条 二次的著作物および三次的以降の著作物を作成・利用する場合には、著作物の使用を申請しようとする者・会社(以下「申請者」という。)は原著作物の原著者の許可をもらわなければならない。
- 2 著作権法第三十二条における再転載は認めない。
- 第3条 この規程は、本研究会ホームページに掲載されている著作物について、転載その他の方法による利用申請手続き及び許諾等の基準を定めることを目的とする。

### (無料の転載)

- 第4条 ホームページに掲載された著作物を無料で利用しようとする申請者は、次の区分に従って手続きを行う。
- 2 商用を目的としない学会発表、ミーティング、カンファレンス、講義で使用するスライドへの転載等は、本研究会へのメール連絡により許諾を求めることなく利用することができる。ただし、文献記載例に倣い、出典を明示する。ただし、改変はできないものとする。
- 3 商用を目的としない論文、書籍、教科書への転載等は、本研究会転載許諾申請書(様式は任意、「以下「申請書」という。’)に必要事項を記入の上、代表世話人宛に提出する。ただし、Webへの転載等および会費・受験料・寄付金等の費用が発生する団体による論文、書籍、教科書への転載等は第5条に準じて有料とする。
- 4 転載は文献記載例に倣い、出典を明示する。ただし、改変はできないものとする。
- 5 申請書には、転載先の掲載原稿(校正紙可)1部の写しを添付する(書類のメール添付(PDF)可)。
- 6 申請書には、以下を記載する(書類のメール添付(PDF)可)。

- (1) 申請者, メールアドレス, 会社名, 電話番号, 住所
- (2) 著作物を利用しようとする者・会社 (以下「利用者」 という.)
- (3) 発行物の概要

(有料の転載)

第5条 ホームページに掲載された著作物を第4条の目的以外として転載利用しようとする申請者は, 申請書 (様式は任意) に必要事項を記入の上, 代表世話人宛に提出する.

- 2 転載は文献記載例に倣い, 出典を明示する.
- 3 申請書には, 転載先の掲載原稿 (校正紙可) 1部の写しを添付する (書類のメール添付 (PDF) 可).
- 4 申請書には, 以下を記載する (書類のメール添付 (PDF) 可).

(1) 二次的著作物 (改変) の有無

改変がある二次的著作物の申請者は, 利用者に二次的著作物および三次的以降の著作物を作成・利用する場合には, 原著作物の原著者の許可を得る同意を取得したことを記載する. ただし, 改変を認めないことがある.

- (2) 申請者, メールアドレス, 会社名, 電話番号, 住所
- (3) 利用者
- (4) 発行物の概要
- (5) 発行名称
- (6) 論文・記事名
- (7) 発行媒体
- (8) 発行部数
- (9) 発行時期

(料金)

第6条 転載利用の目的および改変の有無により, 料金は別に定めるものとする.

(許諾の通知)

第7条 本研究会は, 有料の場合には振り込みを確認後, メール (文書添付) で申請者に許諾を通知する.

(その他)

第8条 本規程を改正する場合は, 本研究会代表世話人の承認を得るものとする.

附則 この規程は, 令和4年3月30日から施行する.

令和4年3月30日制定

令和5年3月30日改訂

令和5年6月30日改訂